

2025年11月21日

東京地方裁判所民事第50部合D係 御中

令和7年（ワ）第7441号 国家賠償請求事件

原告 柴田 ほか3名

被告 国

原告ら訴訟代理人

弁護士	高	野	隆	同	宮	村	啓	太
	同	谷	口	太	同	井	桁	大
	同	趙	誠	峰	同	吉	田	京
	同	亀	石	倫	同	小	林	英
	同	鵜	飼	裕	同	戸	田	善
	同	志	塚	永	同	馬	淵	未
	同	安	藤	光	同	平	岡	百
	同	齋	藤	賢				合

## 証拠説明書(4)

甲号証の証拠説明は次のとおりである。

号証	標目（原本・写しの別）	作成年月日		作成者
	立証趣旨			
甲A30	保釈の在り方—弁護の立場から（刑事法ジャーナル Vol. 64）	写し	2020. 5. 20	趙誠峰
	1980年初頭から過去40年以上にわたり、保釈の取消率は1%を下回っており、権利保釈除外事由に該当し、典型的に危険なはずの被告人をこれほど大量に裁量で保釈しても、国の統治としての司法権の行使はまったく問題なく機能していること。			
甲A31	令和6年司法統計年報2刑事編	写し	2025. 6	最高裁判所事務総局

	令和6年の司法統計年報では、本年中に保釈を許可された人員は14111名であるのに対し、保釈が取消された人員は151名であること。			
甲A32	報告書	原本	2025. 11. 21	弁護士平岡百合
	被告人が、保釈後、罪証を隠滅して保釈を取消されたり、証拠隠滅等の刑事訴追を受けることは、統計的に極めて稀であること。			

甲A33	「罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由」について（日本大学法科大学院「法務研究」第22号）	写し	2025. 3	藤井敏明
元裁判官の藤井敏明が、「被告人を釈放すると、検察官調書の原供述者に不当な働きかけをする可能性があり、その結果、働きかけを受けた者が、公判廷において虚偽の証言を行う可能性があり、そうすると、裁判官が相対的特信情況の判断を誤って終局的判断が誤ったものとなる可能性がある、という多段階にわたる因果の系列」につき、「それぞれの『可能性』がはたして高いものといえるだろうか。それぞれの乏しい可能性を掛け合わせていった結果、釈放された被告人による罪証を隠滅する行為によって終局的判断が誤ったものとなる可能性がどれほどあるというのだろうか」と指摘していること（31頁）。				
甲A34	「憲法 第八版」（岩波書店）188頁～233頁	写し	2023. 9. 17	芦部信喜
本書における憲法21条1項についての記載は、表現の自由に限ったとしても44頁に及ぶこと。				
甲A35	「憲法 第八版」（岩波書店）264頁～270頁	写し	2023. 9. 17	芦部信喜
本書における憲法34条についての記載は、わずか2頁（実質的には1頁）であることなど。				
甲A36	「憲法 I」（日本評論社）226頁～277頁	写し	2023. 3. 30	渡辺康行、宍戸常寿、松本和彦、工藤達朗
本書における憲法21条1項についての記載は、表現の自由に限ったとしても50頁に及ぶこと。				
甲A37	「憲法 I」（日本評論社）306頁～311頁	写し	2023. 3. 30	渡辺康行、宍戸常寿、松本和彦、工藤達朗
本書における憲法34条についての記載は、わずか2頁であること。				
甲A38	「憲法学界における刑事訴訟法の取扱い」（横浜国際社会科学研究所 第24巻第2号）	写し	2019. 9	君塚正臣
憲法学者の君塚正臣が、「総じて見ると、当初、憲法31条以下は憲法条文ではあるが、刑事訴訟法学の守備範囲とでも認識したのか、憲法教科書における記述は非常にあっさりしたものであった。それが、徐々に記述も増えていった。だが、論点としての記載は、憲法31条論				

	(行政手続にも及ぶか、を含む)と緊急逮捕、ときに別件逮捕、そして死刑制度にほぼ限られ、これを論述すれば最低水準はクリアという暗黙の了解が生じた。」などと述べていること(24頁)。			
甲A39	「人身の自由と被拘禁者の権利保障」(法学教室498号)	写し	2022.3	曾我部真裕
	憲法学者の曾我部真裕が、従来から教科書が人身の自由については憲法規定を一通り説明するにとどまってきたこと、人身の自由に関する法的问题の検討が憲法ではなく国際人権法の観点からなされることが多いこと等を指摘し、憲法学者として「憲法学説には現実の問題を踏まえ、その解釈論を深める責務があろう。」と述べていること(52頁)。			
甲A40	「未決拘禁制度と人身の自由」(立教法学第111号)	写し	2024	玉蟲由樹
	憲法学者の玉蟲由樹が、「憲法の概説書等においては、おそらく憲法31条以下の各規定が刑事手続についての適正手続保障に関する規定であるとの理解から、34条についても抑留・拘禁理由の告知や拘禁理由の公開法廷における開示に重点を置いた解説が行われることが通例であり、「正当な理由」に関する精緻な議論が展開されることは少ない。」などと述べていること(154頁)。			
甲A41	「注釈日本国憲法(3)」(有斐閣)330頁~349頁	写し	2020.3.20	長谷部恭男
	本書において、憲法34条後段「正当な理由がなければ、拘禁されず」における「正当な理由」については、「正当な理由の開示」というタイトルの節で議論がなされており、該当箇所の執筆者である川岸令和の見解も「防禦権の行使の実質を確保するという理由開示の目的からすれば、抑留であれ拘禁であれ、身体の自由に制限がかかるのであるから、単に犯罪事実ないし被告事件だけではなく、逃亡や証拠隠滅のおそれなど身体の自由の制御を必要とする実質的・合理的理由が具体的に示されなければならないであろう。」と結論づけられており、当該箇所の議論は理由自体よりも提示の程度に焦点が当てられていること(341頁~342頁)。			
甲A42	「日本国憲法論[第2版]」(成文堂)372頁~377頁	写し	2020.9.20	佐藤幸治
	憲法学者の佐藤幸治が、憲法34条について「本条後段を受けて、刑事訴訟法は、勾留理由開示の制度を設けているが(82条以下)、同制度は直接には理由の開示を定めるにとどまる。が、本条後段の趣旨は、開示された理由を被拘束者が争う機会を与え、不当な拘禁であることが判明すればその釈放を命ずる趣旨のものであると解する立場からは、現行の開示制度は十分なものではないということになり、あるいは			

	はその開示手続は勾留取消などの制度と一体のものとして理解されなければならないことになる。」と述べていること（375頁）。			
甲A43	「基本的人権と刑事手続」 (学陽書房) 22頁～25頁	写し	1980. 5. 1	杉原泰雄
	<p>憲法学者でありながら他に先駆けて憲法31条以下の規定に着目した杉原泰雄は、「第一に、憲法学界には、日本国憲法における刑事手続の検討を憲法学の固有の課題とはみなさずに、放棄してしまっているふしがある。憲法の註釈書・概説書がこの部分については、他の部分に比して、概して簡単にしか言及していないこと、およびこの部分についての比較的立入った検討が刑訴法学者によって行われていることは、これを裏づけるものだと思われる。」、「第二に、右の第一点と関連することであるが、憲法学者による憲法三一条以下の解釈においては、現行刑訴法が憲法三一条以下の要請をほぼ十全に具体化しているとの前提がアプリアリに措定され、刑訴法に依拠してこれらの憲法条項を説明しようとする傾向が強いように思われる。」と述べていること（23頁）。</p>			
甲A44	「刑事法学界における憲法の取扱い」(横浜国際社会科学研究所 第23巻第4号)	写し	2019. 2	君塚正臣
	<p>君塚正臣も刑事法学者らの憲法論を整理した論文において、杉原泰雄と同様、「ところが、実際には、憲法学が刑事手続条項群に大きな関心を寄せてきたとは言い難い。それは、殆どの憲法学者にとって、言論の自由や行政機関の問題などとは異なり、不慣れな問題であったからに相違ないであろう。端的に言えば、いくら憲法規定であろうとも、それは刑事訴訟法学の守備範囲であるという認識がその最大公約数的な気分であったのだろう。」などと指摘していること（1頁）。</p>			
甲A45	「司法研究報告書 第八輯 第九号 勾留及び保釈に関する諸問題の研究」(司法研修所) 26頁～29頁、142頁～169頁	写し	1957. 10	中島卓児
	<p>徳島地方裁判所判事補の中島卓児が、「罪証隠滅の防止ないし証拠保全のために被疑者を逮捕することは、元来、当事者主義の訴訟の理念とは矛盾する」とした上で（28頁）、罪証隠滅を防止するために被疑者、被告人を勾留することにつき「これは当事者主義の訴訟の理念とは一致しないものであり、現に英米法は認めていない。もし、刑事司法を危うからしめるものを勾留するとすれば、勾留すべき者は、被疑者、被告人に限られないであろう。被疑者、被告人にだけ罪証隠滅を勾留という処分によって禁止するのは、自己負罪禁止の原則にも反するものといえよう。又罪証隠滅のおそれによる勾留は、保釈に親しまない。ドイツ刑訴は逃亡のおそれによる勾留にのみ保釈を認めている（同法一一七条）。保釈は出頭を確保する制度であるから、これは当然のことである。そこでわが国は罪証隠滅のおそれがある場合を権</p>			

	<p>利保釈の例外としている。しかし、そのために権利保釈は骨抜きとなった感がある。さらに、罪証隠滅のおそれによる勾留はその執行を苛酷にする危険がある。勾留の執行は、勾留の目的を達成するために必要な事由の制限に止まるべきであるが、罪証隠滅の防止が勾留の目的であれば、そのために必要な制限をも加えなければならない。」、「かような理由で、罪証隠滅の恐れを勾留の要件から削除すべきであるという議論は、かつてドイツにおいても唱えられたところである。」と述べていること（147頁～148頁）。</p>			
甲A46	「刑事訴訟行為論」（有斐閣）192頁～243頁	写し	1974. 3. 20	光藤景皎
	<p>刑訴法研究者の光藤景皎が、「勾留の理由としてドイツ刑訴法においては犯罪の有力な嫌疑と並んでいわゆる『罪証隠滅のおそれ』が掲げられている。しかし、これは当事者主義の訴訟の理念とは一致しないものであり、現に英米法も認めていないところであることはつとに指摘されてきた。」（196頁）、「かつてHetzlらがつよく主張したように、罪証隠滅のおそれによる勾留が、刑事司法を危うからしめる者に対して予防の措置を講ずるといっているのであれば、勾留されるべきものは、被疑者・被告人に限られないであろう。とくに、被疑者・被告人にだけ罪証隠滅をこのような強力な手段で禁止するのは、セルフインクリミネーション禁止の精神にも反する。この勾留は、証人となるべき者との接触の一般的禁止にすすみやすく、それは、被疑者・被告人にとって弁護における重大な制約になる。捜査は捜査機関の準備活動であると考えられる場合、被疑者・被告人も準備の正当な権利をもっているにもかかわらず、無差別に禁止されることになるからである。</p> <p>さらに、罪証隠滅による勾留は、保釈に親しまない。したがって現行法はこの理由を必要的保釈の例外とした。そのために必要的保釈の制度は、ほとんど無意味となってしまう。ここに強く英米法的当事者主義を採入れながら、なおこの要件を存置した矛盾があらわれている。」と述べていること（218頁）。</p>			
甲A47	「保釈の憲法論と罪証隠滅」（季刊刑事弁護24号）	写し	2000. 10. 10	川崎英明
	<p>刑訴法研究者の川崎英明が、「権利保釈の除外事由としての『罪証を隠滅すると疑うに足る相当な理由』が果たして合憲性を主張しうるものであるのかどうかという点に、改めて目を向ける必要がある。なぜならば、無罪推定原則と当事者主義の訴訟構造を前提とするならば、身体拘束の手段たる逮捕・勾留の目的は被疑者・被告人の逃亡を防止して公判への出頭を確保することであり、罪証隠滅の防止はその目的たりえないからである。」と述べていること（65頁）。</p>			
甲A48	「代用監獄・拘置所改革のゆくえ」（現代人文社）2頁～27頁	写し	2005. 12. 16	豊崎七絵ほか
	<p>刑訴法研究者の豊崎七絵が、第1章「未決拘禁は何のためにあるか」において、「罪証を隠滅すると疑うに足る相当な理由」による身柄拘</p>			

	<p>束には、「当事者主義とセルフ・インクリミネーション」、「なぜ被疑者・被告人だけが拘禁を甘受しなければならないか」、「身体不拘束の原則との矛盾」、「罪証隠滅防止目的と積極的実体的真実主義（必罰主義）との親和性」との観点から疑問があると述べていること（12頁～14頁）。</p>			
甲A49	「憲法Ⅲ 人権(2)」（有斐閣）144頁～157頁	写し	1981. 9. 25	芦部信喜
	<p>憲法上の刑事手続条項に関する第一人者である杉原泰雄が、憲法が当事者主義を基本原理としていることを前提に憲法34条を解釈しなければならないとしていること（144頁）。</p>			
甲A50	「注釈日本国憲法(3)」（有斐閣）246頁～275頁	写し	2020. 3. 20	長谷部恭男
	<p>憲法学者の土井真一が、憲法31条について「本条は、刑事裁判手続が弾劾主義および当事者主義を基本構造とすることを要請していると解される」としていること（249頁）。</p>			
甲A51	時代に即した新たな刑事制度の基本構想	写し	2013. 1	法制審議会 新時代の刑事司法制度特別部会
	<p>法制審議会 新時代の刑事司法制度特別部会において、「一たび身柄拘束がなされると、公訴の提起前はもとより、公訴の提起後も、必ずしも身柄拘束が不可欠とは思われない場合についてまで身柄拘束が行われており、そもそも身柄拘束の負担が被疑者にとって大きいことに加え、特に否認している場合には、なかなか身柄拘束が解かれない実態があるため、それが被疑者の自白に向けられた不当な圧力として機能する結果となっている」との意見が述べられたこと（20頁）。</p>			
甲A52	法制審議会 新時代の刑事司法制度特別部会 第5回部会・議事録	写し	2011. 11. 29	法制審議会 新時代の刑事司法制度特別部会
	<p>弘中惇一郎弁護士が、「実務上逮捕勾留が実に簡単に認められる、また、否認をしている限りは、これを罪証隠滅のおそれと結び付けて、容易に保釈は認められないという実務の現状にある」とした上で、「そういった運用を可能にしている現在の刑事訴訟法の規定に原因がある」と意見を述べ、「保釈においては否認若しくは黙秘をもって罪証隠滅のおそれと結び付けてはならない」ことや、「罪証隠滅の防止の方策としては特定人との接触禁止で足りるということを原則とする」ことの明文規定が必要であると意見を述べていること（12頁）、「志布志事件」の被告人であった中山信一氏が、「私は合計で9回保釈申請し、証拠隠滅のおそれありの一点のみで8回却下され、不当に勾留され続けました」とした上で、「あの状況でどうやってありもしない証拠が隠滅できるのでしょうか。制度疲労も甚だしく改善してほ</p>			

	しいと思います」と法改正の必要性についての意見を述べていること(29頁)。			
甲A53	法制審議会 新時代の刑事司法制度特別部会 第12回部会・議事録	写し	2012. 7. 31	法制審議会 新時代の刑事司法制度特別部会
	<p>刑訴法学者の後藤昭が、「起訴されても、争っているとなかなか保釈がされないという現在の運用が生じている一つの大きな理由は、刑事訴訟法89条4号という条文です。つまり罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由があるときには保釈しなくてよいという条文です。他方で、逃亡すると疑うに足りる相当な理由の方は、それは保釈保証金という担保によって一応対応できるという考え方で、保釈請求権の除外事由にはなっていません。したがって、そういう理由で保釈請求を拒むことはできない立付けになっています。しかし、この二つの扱いの違いに整合性があるのかを考える必要があると思います。」「罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由についても、逃亡を疑うに足りる相当な理由と同じように保釈の条件を課すとか保釈保証金を課すことで対応が可能なのではないか。これを一律に権利保釈の除外事由にすることが合理的かどうか、検討が必要だと思います。」と述べていること(20頁～21頁)。</p>			
甲A54	法制審議会 新時代の刑事司法制度特別部会 第14回部会・議事録	写し	2012. 10. 30	法制審議会 新時代の刑事司法制度特別部会
	<p>村木厚子氏が、「罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由」による勾留につき、「事実上は、否認しているという、それだけで『相当な理由』だと運用されていると感じております。推定無罪と言いながら、否認すると身体拘束がすぐ来るということで、明確なルールがないままで身体拘束という一番基本的人権の制約のきついものが課されるということについては非常に疑問に感じております」と述べていること(32頁～33頁)、刑訴法学者の後藤昭があらためて、「否認すると当然出られないというような運用を変えていくためには・刑事訴訟法89条の4号の問題があります」とした上で、「現在は、罪証隠滅をすると疑うに足る相当な理由があると、そもそも保釈を求める権利がないとなってしまっている、この条文には合理性がないのではないかと」として、刑訴法89条4号の合理性に疑問を呈していること(33頁)。</p>			
甲A55	「憲法 第8版」(新世社) 262頁	写し	2022. 2. 25	長谷部恭男
	<p>憲法学者の長谷部恭男が、「人身の自由は他のすべての憲法上の権利を享有するための前提となる権利である。」と述べ、自由権にとどまらず、他の全ての憲法上の権利は人身の自由があってはじめて存在すると指摘していること(262頁)。</p>			
甲A56	「憲法概論Ⅱ 基本権保障」(有斐閣) 142頁～179頁	写し	2021. 12. 25	大石眞

	<p>憲法学者の大石眞は、「人身の自由は、身体の安全・不可侵とも言われるが、法の定める正当な理由がない限り、人はその身体を拘束されることのない権利を指している。そして、この自由を確保することは、自律的な人間としての存在や生き方にとって第一義的な重要性をもつ。というのも、例えば、いくら宗教活動の自由や政治活動の自由があるといっても、当人の身柄が拘束状態に置かれている限り、ほとんど意味がないからである。そのため、人身の自由を保障するための諸規定は、古典的な憲法典だけでなく、現代的な人権条約においても、必ず自由権条項の冒頭に配列される習わしになっている（ベルギー憲法一二条、イタリア憲法一三条。世界人権宣言九条以下、自由権規約九条以下など参照）。」と述べ、人身の自由の重要性が条約や他国の憲法等でも認識されている旨を指摘していること（143頁）。</p>			
甲A57	「憲法（第3版）」（有斐閣）197頁	写し	2019. 2. 20	渋谷秀樹
	<p>憲法学者の渋谷秀樹は、憲法31条に関して、「31条違反か否かはどのように審査すべきか。刑事法の領域においては、原則として厳格審査によるべきことになる。なぜなら、ここでの制限の対象は、生命刑（極刑）たる死刑はもちろんのこと、自由刑によって制限される実体的権利が身体の自由であるからである。」と述べ、人身の自由の制約については、違憲審査基準として厳格審査基準が妥当すると明言していること（197頁）。</p>			
甲A58	「研修叢書第五十号 日米比較刑事訴訟手続」（司法研修所）26頁～43頁	写し	1961. 4	司法研修所
	<p>スタンフォード大学のハールバット教授が、日本の司法研修所で行ったセミナーにおいて、「アメリカ法では、保釈を受けることは、死刑に当たる罪の場合を除いて、すべて権利であります。そして死刑に当たる罪は、いうまでもなく比較的少ないのであります。アメリカ法の考え方によれば、裁判官が保釈に関して持つ唯一の裁量権は保釈保証金の額を決めることだけであります。そしてこの裁量権はアメリカ法の理論によれば、保釈制度の持つ唯一の目的、すなわち、その人間が必要な時に裁判所に出頭することを確保するという目的に照らしてのみ行使されなければならないのであります。」（28頁）、「アメリカでも、かなり多くの地位の高いホワイトカラー犯罪者が、おもに収賄等のために現実に有罪とされ、罰せられております。暴力団関係で刑務所へ入れられる者も多いのであります。こういう事件にあっては、検察側は、非常に注意深く、巧妙な仕事を要求されるかも知れませんが、もし彼らを全部勾留して、身の潔白を証明しないかぎり出さない、と言うことができれば、仕事はもっとやりやすいでしょう。しかし、国家の権力と人的・物的能力は非常に大きいものであります。私は、市民一般に与えられている保護のために、アメリカの検察機能が有効性を失っているとか、大きな困難に直面しているとかというような心配は、いささかも持っておりません。」などと述べていること（41頁）。</p>			

甲A59	調査報告書 国連人権条約機関が採択した一般的意見及び勧告の法的権威と条約解釈上の意義について	原本	2025. 11. 14	米国ニューヨーク州弁護士池田クラリス茉莉
<p>国際法における、国連人権条約機関が採択した一般的意見（特に自由権規約委員会の一般的意見）の法的性質、権威及び条約解釈上の意義についての調査した内容</p> <p>一般的意見が、締約国が誠実に無視できない権威ある法解釈の表明を構成するとともに、締約国が自由権規約に基づく権利の尊重・保障義務を履行するにあたり、委員会が示す解釈上の指針に適切な配慮を払わねばならないものであること</p>				
甲A60	東京地方裁判所令和7年6月17日判決	写し	2025. 6. 17	裁判官本多智子、同安藤巨騎、同上田文和
<p>一般的意見35号を含む自由権規約委員会の一般的意見の内容が、自由権規約の解釈の補足的手段（条約法条約32条）として斟酌すべきものとした判決の存在及びその内容</p>				

以上